

## 【参考資料】

# 部会関係資料

(部会資料・議事録要旨)

- ・水産部会
- ・施設部会
- ・消防水利部会

# 地域課題への取組状況(水産部会)

項目	第一回協議会等	第二回協議会	協議会後の取組(部会での主な意見)	現況等
工事実施にあつた環境保全と地元(市、漁協)協議	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泥土除去を始め工事等の実施にあつては、事前に市、漁協等関係機関との協議を行う予定。</li> <li>・ダム撤去にあつては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定。</li> </ul> <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本初のダム撤去工事なので、被害がでないよう、しっかり検証しながら工事を進めてもらいたい。</li> <li>・荒瀬ダムの堆積土砂が一気に流れると港の航路がなくなることもあるので注意してほしい。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングの結果報告を含め、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を進めていく。</li> </ul> <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積土砂を10万m<sup>3</sup>採って、残りの70万m<sup>3</sup>は自然流下するそうだが、下流への影響に注意してほしい。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒瀬ダム撤去計画案(H22.12作成)の中で、環境保全措置及び環境モニタリングの計画を示しており、地元にも説明。(H23.1)</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングの結果報告を含め、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を進めていく。</li> </ul>
	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去工事に伴いモニタリング調査を実施。</li> <li>・現在、水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施。</li> </ul> <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強く要望しているのは球磨川の再生。昔の生態系を取り戻し、大きな視点で水産振興に取り組んでほしい。</li> <li>・同意見。昔の球磨川の再生が一番重要。</li> </ul>			
	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局実施の補殖放流事業(遡上稚鮎や種苗の放流事業)を継続してもらいたい。</li> <li>・補殖事業終了後のことについて話をする場を設けてほしい。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本発電所の存続が前提であり、終了時期については、今後検討予定。</li> </ul>	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム撤去工事が終了するまでは続けてほしい。</li> <li>・荒瀬ダム撤去後は、瀬戸石ダムで鮎の遡上が阻害される。瀬戸石ダムにお願いする必要があるが、県の手添えもお願いしたい。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補殖放流事業については、球磨川漁協と企業局の補殖契約に基づくものであり、当事者間で協議を行う。</li> </ul>
広域的な魚族の成育促進	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透拝堰の魚道が、機能していないと思う。話をする窓口はどこか教えてほしい。</li> <li>・水産研究センターで透拝堰魚道の調査(遡上調査)はできないか。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要望等の窓口：農政局水利整備課管理調整係</li> <li>・水産研究センターでは球磨川における鮎の遡上、成長等の調査を実施中。(魚道の調査は実施していない)</li> <li>・透拝堰魚道調査を実施するには、事前に施設所有者等関係者間の協議が行われることが前提。協議終了後に調査できるか検討したい。</li> </ul> <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透拝堰の魚道が魚族の成育を妨げているのではないか。</li> <li>・河川管理者を含め関係者間の協議で今の長さが決定したようだ。国交省(八代河川国道事務所)でも魚道の調査をされているが、効果は分からない。</li> </ul>	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透拝堰魚道については、土地改良区との協議が必要。まずは球磨川漁協内部の意見をとりまとめたい。</li> <li>・河川管理者(国交省)にも話をすべき。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透拝堰魚道については、施設の所有者、管理者等の関係者間で協議を行う。</li> </ul>
鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間育成施設の整備充実についてはどう考えているのか。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立している。</li> </ul>	-	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立している。</li> </ul>
除去予定の砂の八代海への補給(覆砂事業)	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度から、除去した堆砂を活用し、八代海の球磨川河口域で覆砂事業を実施中。(実績 H19:2.3ha、H20:3.46ha、H21:3.5ha)</li> </ul> <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(八代漁協管内)の覆砂事業を来年度以降も確実に実施してもらいたい。</li> <li>・鏡町の海岸でも覆砂事業の検討を。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度は約3.5haの覆砂事業を予定。また、平成23年度以降も実施予定。</li> <li>・市町村や国などとの調整が必要であり、今後検討していく。</li> </ul> <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・覆砂事業について、精一杯努力するという姿勢を示してもらいたい。</li> </ul>	-	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度は、約3.5haの覆砂事業を実施する。</li> </ul>

## 水産部会（第4回）議事録要旨

○日時：平成23年4月28日（木）9:30～10:15

○場所：八代市坂本支所2階会議室

○出席者：

- ①地元委員 元村委員、早瀬委員、球磨川漁協）大瀬組合長、  
八代漁協）杉田組合長、鏡漁協）中村参事
- ②八代市 企画政策課）丸山課長、宮川係長、橋口主事  
坂本支所）丸山課長、松田係長、下村係長
- ③熊本県 水産振興課）梅本主幹、漁港漁場整備課）前田補佐  
企業局荒瀬ダム撤去準備室）  
堀室長、小原補佐、吉澤主幹、藤澤主任主事

- 配付資料 ①次第  
②地域課題への取組状況（水産部会）

### 1 開会

【協議会配布資料等について】

- ・第3回協議会における対応案を説明

（県）

協議会資料中で部会での協議内容を記載・説明していたのに加え、別途、部会の議事録要旨を配布する。

要望事項のうち、個別の部会で検討しているもの以外の項目についても、資料を配布・説明する。

（委員）

（意見なく、事務局案を了承。）

### 2 議題（協議概要）

- ・要望項目についての対応状況等を説明

（委員）

この資料で整理されているとおりでと理解している。遙拝堰の魚道に関しては、相当難しい問題が絡んでくると思う。補殖放流事業が終わる時には、遙拝堰の魚道から鮎が遡上できるようにしてもらわないといけない。難しい面はあると思うが、今後の鮎の成育のためにも、着実に進めて欲しい。

（県）

二月の部会の時にも、漁協さんから色々と難しい問題があるという率直なお話を伺った。遙拝堰の魚道や補殖放流事業について、水産部会でできる課題の整理、方向づけは資料に記載したとおりでと思っている。

(委員)

第1回の部会時に、覆砂事業について、鏡町の海岸でも覆砂事業の検討をというのが載せてある。現況としては、平成23年度は約3.5haの覆砂事業を実施すると書いてあるが、これは八代漁協管内のことだろう。現在、海底がヘドロ化し、なかなか良い砂がない。八代漁協管内の覆砂事業も結構なことだが、近くの漁協でも覆砂事業ができるなら検討して欲しい。

(県)

今年度の覆砂事業は、八代漁協管内のみと考えているが、八代海北部（鏡町）でも、来年度以降事業化できないか検討したい。5月に各市町村のヒアリングを行う予定であり、その結果を踏まえ検討を進めたい。

(委員)

砂利を取って余った部分があれば、鏡町にも分けていただきたい。

(県)

荒瀬ダムの方からどれだけの砂が供給されるかという問題もある。その辺りを検討し、漁協さんとも協議しながらやっていきたい。

(委員)

前回、覆砂事業についての資料中の文言を明確にして欲しいと要望したが、今回は、そこをきちんと対応していただき、御礼。

(委員)

鮎の遡上は目標には達していないのが現状。稚鮎の遡上を多くするためには、遙拝堰の下流で親鮎が産卵してくれないと駄目で、そこに人工の産卵場を設けて欲しいと国交省に話をしている。

また、遙拝堰の魚道を流下する親鮎がどれだけいるか、水産研究センターと国交省に調査のお願いをしており、間もなくその結果の報告があると思う。そういうことでやはりメインとなるのは、遙拝堰の魚道だと思うが、土地改良区、八代市、農政局とは具体的な話はしていない。

6年でダムが撤去されれば、県の方をお願いしている補殖放流事業もなくなると思う。それまでには何とか話をしたいと思っている。

(県)

これまでの第2回協議会までの議論を通じ「工事实施にあたっての環境保全と地元協議」「研究機関の整備充実」の項目については、整理ができていたと思う。これに加え、前回の協議会以降、部会で「魚族の成育促進」や「覆砂事業」の項目について中心に議論が行われた。特に問題としてご指摘のあった、

「補殖放流事業」と「遙拝堰の魚道」については、補償契約の当事者同士、或いは、漁協と施設所有者、管理者等関係者間の協議に委ねるほかない、という整理になった。部会で検討する項目については、一定の方向付けができたのではないかと思うが、いかがか。

(委員)

だいたい部会での協議は煮詰まった感じ。当事者間での協議等が続いていく中で、もし問題があった時には、また話を聞く場を設けるなどの文言をどこかに入れていただければと思う。

(県)

部会での検討を終了しても、協議会の中で対応状況等についての話は入っていく。例えば、交通関係の部会は終了したが、次回協議会ではその後の対応状況などについて説明することになっている。

(委員)

地域対策協議は、八代市から出された要望書がベース。私達は、要望書にある「魚族の成育促進」という項目について考えた時、補殖放流事業や遙拝堰の魚道が問題だということで議論をした。ただ、裏返せば、要望書には、遙拝堰の魚道や補殖放流事業のことは出ていない。要望書に文言としては出てこないが、重要な話として議論したということがわかるようにしてほしい。

(県)

ご指摘のような観点で部会での議論が進んだと承知している。資料や説明の仕方を工夫したい。

(県)

水産関係の要望項目について、部会における一定の整理はできたので部会としての検討は終了することを協議会で提案したい。本日のご意見を資料に追加した上で、協議会の場で再度議論いただくこととする。

(委員)

(一同了解)

地域課題への取組状況(施設部会)

項目	第一回協議会等	第二回協議会	協議会後の取組(部会での主な意見)	現況等
1 ポートハウスの活用策	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-平成22年4月1日から休止</li> </ul> <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-維持費がそれほど大きくないので、しばらく様子を見て検討すればよいのでは。</li> <li>-トレーニング設備だけでも開放できないか。将来的には、河川を絡めたキャンプ場や、青少年センターなどに活用してほしい。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-ダム撤去後の河川形態や部会での意見を踏まえ、市で活用方策を検討し、県と協議。</li> </ul>	<p>【主な意見(部会)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-市で対応方針を再確認の上、県と協議。</li> </ul>
2 藤本発電所及び隧道の取扱い検討	<p>○有効活用の検討</p> <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-地元での有効活用策等の検討を踏まえた協議が必要</li> </ul> <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-有効活用しても最終的に撤退されて施設が残れば地元での管理は困難。</li> <li>-今の経済情勢では有効活用に進出する者はいないかは疑問。</li> <li>-公式な利用希望があるのなら検討の余地はあるかもしれない。</li> </ul> <p>○撤去等の検討</p> <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-藤本発電所を今後どうするのか個別に要望に行きたい。(下記)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>藤本発電所対策委員会要望書(H22.7.22) (要旨)</p> <p>発電所及び関連施設等に関してもダム同様 に、一刻も早く、建設される前の姿に回復して ほしい。 具体的には、発電所、放水路は撤去、隧道 は埋戻し、サージタンクは撤去及び埋戻し。</p> </div> <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-直近の要望書を地元の声として重視すべき。</li> <li>-隧道の崩落による土砂崩れが心配なので、隧道は埋め戻しを。</li> <li>-安全性などを含め、各施設の取扱いの検討結果を説明していただきたい。</li> <li>-活用・撤去いずれにしても早く結論を出して取り組みを進めた方がよい。</li> </ul>	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-県庁内と八代市に利用希望調査を実施。</li> <li>-今後、一般公募を実施予定。</li> </ul> <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-現時点で早急に対策が必要な異常等は認められていない。当面は定期的な点検し、必要に応じて補修等を行う。(10.22隧道の詳細点検を実施し、異常なし。)</li> <li>-関連施設の取扱いは、今後、有効活用策の検討状況や撤去費用の確保状況などを踏まえ総合的に判断。</li> </ul>	<p>・利活用意向調査(一般公募)を実施(H22.12~H23.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①報道機関への情報提供(一新聞2紙で掲載)</li> <li>②県ホームページでの広報及び募集</li> <li>③球磨川流域(八代、芦北、球磨)の商工会等へ検討を依頼</li> </ul> <p>・提案者との現地確認等(H23.1~2)</p> <p>【主な意見(部会)】</p> <p>・各施設の定期的な点検を実施(特に異常なし)</p> <p>【主な意見(部会)】</p>	<p>・各調査の結果、該当なし。 ※利活用意向調査の提案者(1件)は取り下げ</p> <p>・今後は、撤去資金の確保状況などを見ながら、撤去、埋戻しの方向で検討を進めていく。</p>

## 施設部会（第3回）議事録要旨

○日 時：平成23年4月28日(木)10:20~11:40

○場 所：八代市坂本支所2階会議室

○出席者：

- ①地元委員 松村委員、松本委員、蓑田委員、森下委員
- ②八代市 企画政策課)丸山課長、宮川係長、橋口主事  
坂本支所)丸山課長 松田係長 下村係長  
いきいきスポーツ課)有馬課長、松野係長
- ③熊本県 企業局荒瀬ダム撤去準備室)  
堀室長、小原補佐、吉澤主幹、藤沢主任主事  
工務課)伊津野参事

○配付資料

- ①次第
- ②藤本発電所及び隧道（導水トンネル）に係る利活用意向調査概要
- ③地域課題への取組状況（施設部会）

### 1 開会

【協議会配布資料等について】

・第3回協議会における対応案を説明

(県)

協議会資料中で部会での協議内容を記載・説明していたのに加え、別途、部会の議事録要旨を配布する。

(委員)

部会も協議会と同様に公開にしていだきたい。公開・非公開によって、委員の発言内容が変化するとは思えない。

(県)

実際に、部会の中で個人の話が出ているような状況。地域の課題について解決策を協議するため、腹を割った話ができる場づくりが大事と考えている。部会の場を生で公開はしていないが、事後的に、協議会の場で部会での協議内容を説明している。

(委員)

協議会が開かれる前に、他の部会も含め検討状況が分かるよう、内容を知らせてもらえばよい。方法はお任せする。

(委員)

同じ意見。個人的には傍聴まで認めなくても良いと思う。

(委員)

部会を非公開とする理由は特にはないのではないか。

(委員)

部会から協議会への報告に両論併記されている項目があり、結果的に協議会で混乱を招いている。もっと時間をかけて議論を深め、できる限り部会の意見としてまとめるべき。

(県)

各部会ともその方向を目指しているが、両論併記することになった例もある。それだけ難しい問題があるということだと思う。

(県)

他部会の委員のご意見も聞きながら、引き続き検討する。

(委員)

(一同了解)

(県)

要望事項のうち、個別の部会で検討しているもの以外の項目についても、資料を配布・説明する。

(委員)

委員の中には、ダム撤去と直接関係ない案件は検討対象外という意見があったが、平成18年に提出された八代市の要望書をベースとするのであれば、当然、そういう問題も論議すべき。県には地域住民の情を汲んで対応していただきたい。

(県)

要望については、部会で検討している項目についても説明しているが、わかりにくい面があったかもしれない。そこは、説明資料を工夫するなどして対応したい。

## 2 議題（協議概要）

【ボートハウスの活用策】

・対応状況等を説明



(委員)

ダム湖の水位が下がり井戸が涸れたため、施設の利用ができなくなった。ダムの撤去が原因であるから、施設の活用策検討を市に任せるのではなく、県も協力すべき。

(県)

市の施設なので、基本的に県がどうこう言えない。

(市)

今後、活用策について地域の方々からご意見を聞いていきたいと考えているが、水の確保が前提条件となる。井戸を掘るか簡易水道を引くか、いずれにしてもかなりの経費がかかる。県として水の確保に対応してもらえないのか、改めて確認したい。

(県)

井戸涸れについては、地域住民の方々が生生活用水として共同で使用されており、かつ代替水源が無い井戸に限り、喫緊の課題として、市とも協力して対策を実施したところ。その観点からは、ボートハウスは対象とならない。

(委員)

井戸が使えれば施設は活用できる。何とかならないか。

(委員)

県が原因者。全部ではなくとも、市は県に対して対応を要求してもらいたい。

(県)

我々としては、ダム撤去が地元の最大の要望で、それに対応させていただくというのが一番大事と考え、ダムによる発電を停止し収入もない中、約90億の資金を投入して撤去を行うこととしている。県はダム撤去の原因者であるから幅広く対応すべき、と言われると非常に辛い。

(委員)

ダム撤去に応じられたのだから、撤去に関連することは県の責任において行うべき。これは共通の認識になっている。

(県)

そのようなご意見であることは理解した。今後の対応としては、ボートハウス活用にあたって必要な対応について県市協議を継続し、取組の方向づけを行うこととしたい。

(委員)

(一同了解)

【藤本発電所及び隧道の取扱い検討】

・対応状況等を説明

(委員)

施設の撤去を要望しているのですが、その方向へ進むのに異論はない。結論がでるのはいつか。ダム本体は撤去されたが、関連施設だけとり残されるということがないようにしていただきたい。

(県)

今年度中には資金計画を作成する予定であり、その時点では、取り扱いについて説明できると思う。ダム本体の撤去を地域の一番の要望として受け止めており、資金的に関連施設が撤去できない可能性はある。

(県)

利活用検討は終了し、今後は、資金確保状況等を見ながら、撤去・埋戻しの方向で検討を進めることとしたい。

(委員)

(一同了解)

地域課題への取組状況(消防水利部会)

項目	第一回協議会等	第二回協議会等	協議会後の取組(部会での主な意見)	現況等
1 消防水利の確保	<p><b>【報告】</b>                      消防に必要な水利施設は、市町村が設置、維持管理するもの(消防法第20条)であるため、八代市において対応を検討されており、県は助言等を行っている。</p> <p>川岸までの進入道路については、治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p> <p><b>【主な意見(協議会)】</b>                      小舟の管理も難しいので降り道を造ってほしい。</p> <p><b>【主な意見(部会)】</b>                      ・地元の希望は河川から直接水がとれることなので、是非、降り道をお願いしたい。昔、降り道があったところについては、特に強く、国に伝えて欲しい。</p> <p>・防火水槽は40トと決まっており、水が無くなる不安がある。</p> <p>・実施主体は市でも、国でもかまわないので、知恵を絞って取り組んで欲しい。</p> <p>・全部ができるようになってからではなく、できることから取り組んで欲しい。</p>	<p><b>【報告】</b>                      ・県企業局は消防水利のための斜路の設置主体とはなれないが、道路嵩上げ等の予定箇所については、可能な対応を今後検討。(設置主体、河川管理上の制約あり)</p> <p>・防火水槽の設置については、八代市において検討されており、県としては消防庁の補助金の対応について、できるだけ配慮したい。</p> <p><b>【主な意見(協議会)】</b>                      ・消防法の第20条に書いてあるから八代市がすべきだというのはどうか。もう一回、部会の中で検討して欲しい。</p> <p>・市町村の事務として終わらせるのではなく、もう少し市とともに検討して欲しい。</p>	<p><b>【報告】</b>                      県・市協議(計3回)                      要望箇所毎に対応策を協議(1月24日、2月2日、2月10日)</p> <p>・現地確認等                      地元区長等立ち会いのもと、対応策を協議(3月11日)</p> <p><b>【主な意見(部会)】</b></p>	<p><b>【報告】</b>                      ・消防法の規定、財源の課題もあるが、地元の意見を伺いながら対応案を整理。(要望箇所16箇所)</p> <p><b>【対応(予定)】</b>                      ①護岸補修等の工事を行う箇所について、工事に付随し可能な対応を実施(予定)(5箇所)。                      ②道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定(5箇所)。</p> <p>○その他(6箇所):河川まで降りることが可能又は他の水利あり</p>
2 護岸補修施工時の河岸へのアクセス路等の整備	<p><b>【報告】</b>                      治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p>	<p><b>【報告】</b>                      道路嵩上げ等の予定箇所については、可能な対応を今後検討(再掲)。</p>		<p><b>【報告】</b>                      ①護岸補修等の工事を行う箇所について、工事に付随し可能な対応を実施予定。                      ②道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定。(再掲)。</p>

## 消防水利部会（第3回）議事録要旨

○日 時：平成23年4月28日（木）11:50～12:50

○場 所：八代市坂本支所2階会議室

○出席者：

- ①地元委員 松村委員、宮川委員、元村委員、森下委員
- ②八代市 企画政策課）丸山課長、宮川係長、橋口主事  
坂本支所）丸山課長 松田係長 下村係長
- ③熊本県 消防保安課）橋本主幹  
企業局荒瀬ダム撤去準備室）  
堀室長、小原補佐、吉澤主幹、大塚主任技師、藤沢主任主事

○配付資料

- ①次第
- ②地域課題への取組状況（消防水利部会）
- ③荒瀬ダム上流の要望箇所に対する対応状況（予定）等
- ④現地写真
- ⑤坂本地区消防訓練写真（H23.4.24）：八代市提出

### 1 開会

【協議会配布資料等について】

- ・第3回協議会における対応案を説明  
（県）

協議会資料中で部会での協議内容を記載・説明していたのに加え、別途、部会の議事録要旨を配布する。

要望事項のうち、個別の部会で検討しているもの以外の項目についても、資料を配布・説明する。

（委員）

（意見なく、事務局案を了承。）

### 2 議題（協議概要）

- ・要望項目についての対応状況等を説明

（委員）

4月24日の消防訓練では消防ポンプを4人で運んだが、ポンプは重く非常に運ぶのに苦勞した。ダムが存続している時は道路から水がとれた。安全性・利便性を損なってはならない。階段を設置したとしても川に近い昔の降り道が狭いので、ポンプは下ろしにくい。葉木地区には新しい車路をつくって欲しいとつくづく感じた。

(県)

昔の降り道までやり直すのは難しい。

(委員)

やり方はどうでも良い。川まで降りる道ができればよい。

(県)

消防法の関係で、県が消防水利のために車路を設置するのは難しい部分がある。

(委員)

建設省は地域の要望を受けて、知恵を絞って沈下橋を作った。室原さんは「公共事業は、法にかなない、理にかなない、情にかなわないといけない」と言われた。情にかなうような対応策をお願いしたい。

(県)

佐瀬野や破木の降り道は、地元の要望に応えるために知恵を絞って対応した。葉木の車路についても、図面を書いて検討するなどいろいろと知恵を絞ってみたが対応は難しい。国の事業で対応ができたのだから、県でも何とかしてほしい、と言われるのだが、国交省の事業だから対応ができたということと思う。国にお願いするしかないのでは、と思う。

(委員)

県としてやりたいという気持ちがあってもできない部分もあると思う。河川管理者とどのように交渉するか知恵が求められている。国交省に要望する方向で突破しないか。

(委員)

誰がしようとどうでも良い。降り道さえ作ってくれば、後の管理は地元でも行う。

(委員)

消防法20条に消防水利は市町村が設置するとあるが、ここも知恵を出せば改善策が出るのではないか。

(委員)

葉木地区に一箇所ぐらいは車路を設置するように強く要望する。

(委員)

企業局が国に要望してつくってもらえばよいことであり、すべて企業局が設置しなければならないものではない。

(県)

国との協議の中で話を出していきたい。

(委員)

そうして欲しい。作るのは企業局でなくても良い。車路が出来さえすればよい。階段を作ってしまったらおしまい。

(県)

国に要望するなら、市の応援も必要だが、よろしいか。

(委員)

それは当たり前のこと。市にも応援してもらわないと。頑張っ欲しい。

(委員)

上流の道路嵩上げについても国土交通省を巻き込まないと進まないの、県だけで悩まずに国に話をしてほしい。

(委員)

是非そういう方向でお願いしたい。治水、利水、遊水いろいろな観点が必要だと思う。自分たちも応援する。

(委員)

県道嵩上げと関連する部分については、治水面で地域を守るという国土交通省の責任もあるので、国の事業も絡んだ形で実施するようお願いすべき。

(委員)

水面まで降り道は延長できないか。

(県)

水面までの整備は難しいと思う。

(県)

これまでの議論をまとめると「葉木地区に車路は必要。しかし、企業局で設置が難しいなら、知恵を出し、市の協力も得ながら国に要望する」「上流についても、道路嵩上げに水防災事業も絡んだ形で実施するよう国に働きかける」ということであつたかと思う。今後はこうした意見を踏まえて対応するということがよろしいか。

(委員)

(一同了解)

(県)

消防部会の中で概ね方向性を出していただいたように思う。本日の御意見を踏まえ、協議会に報告させていただきたい。